

## 議案第6号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に  
対する助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に  
対する助成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例  
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 一般財団法人杉並区交流協会

第2条 杉並区公益財団法人に対する助成に関する条例（平成2年杉並区条例第2  
号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第1条中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年  
法律第49号）第2条第2号に規定する公益財団法人」を「一般財団法人」に改  
める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 一般財団法人杉並区交流協会

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般財団法人杉並区交流協会を職員を派遣することができる団体とする等の必要  
がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>一般財団法人杉並区交流協会</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2及び3 略</p>

第2条による改正（杉並区公益財団法人に対する助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区<u>一般財団法人</u>に対する助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）が、<u>一般財団法人</u></p> <hr/> <p>(以下「法人」という。）に対して必要な経費の助成を行うことにより、法人の運</p>	<p>杉並区<u>公益財団法人</u>に対する助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）が、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</u>（平成18年法律第49号）第2条第2号に規定する<u>公益財団法人</u>（以下「法人」という。）に対して必要な経費の助成を行うことにより、法人の運</p>

営の安定に資することを目的とする。

(法人)

第2条 区が助成を行う法人は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 一般財団法人杉並区交流協会

営の安定に資することを目的とする。

(法人)

第2条 区が助成を行う法人は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略